

(基本理念)

- 第1条** 食の安心・安全の確保は、府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下で必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。
- 2 食の安心・安全の確保は、生産から消費に至る食品等の供給に係る行程の各段階に応じて必要な措置が適切に講じられることにより、行われなければならない。この場合において、「食品等」とは、食品（全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第9項に規定する再生医療等製品を除く。）をいう。以下同じ。）並びに添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第4項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。
- 3 食の安心・安全の確保は、科学的知見に基づき、食品による健康への悪影響を未然に防止する観点から必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。
- 4 食の安心・安全の確保は、府及び食品関連事業者における食の安心・安全の確保に関する積極的な情報の公開並びに府、食品関連事業者及び府民における情報の共有を図ることにより、行われなければならない。この場合において、「食品関連事業者」とは、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第8条第1項に規定する食品関連事業者であって、府内に事務所、事業所その他の事業に係る施設又は場所を有するものをいう。
- 5 食の安心・安全の確保は、このために必要な措置の実施に当たっては、府、食品関連事業者（前項に規定する食品関連事業者をいう。以下同じ。）及び府民が相互に理解し、協力することを旨として、行われなければならない。
- 6 食の安心・安全の確保は、環境に及ぼす影響を配慮した上で必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

(趣旨)

食の安心・安全の確保に関する措置を講じる上での6つの基本理念を明らかにしています。また、「食品等」、「食品関連事業者」など、本条例で使用する用語を定義しています。

- 府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識
- 生産から消費に至る行程の各段階に応じて必要な措置を適切に実施
- 科学的知見に基づき、食品による健康への悪影響を未然に防止
- 府及び食品関連事業者における積極的な情報の公開と共有化
- 府、食品関連事業者及び府民の相互理解と協力
- 環境に及ぼす影響に配慮

(解説)

【第1項】

府民の健康の保護が最も重要であるという認識に立って、府と食品関連事業者（農林漁業者等を含む。）は、食の安心・安全の確保に関する取組を行わなければならないという、この条例を貫く基本的な考えを明らかにしています。

【第2項】

食品は、川上となる生産から川下となる消費までつながった一連の過程を経て供給されています。

このため、その過程の一部において安全性や信頼性が損なわれることがあれば、安心・安全な食品を供給することにはなりません。

第1項の基本的な考え方にに基づき、府民に安心・安全な食品を供給するためには、食品に携わる者すべてが食品等の生産・製造から流通・消費に至る行程の各段階において、適切な措置を講じなければならないことを明らかにしています。

【第3項】

食品による健康への悪影響を未然に防止するため、府は、食の安心・安全の確保に関する施策を現時点での最新の科学的知見に基づき行うとともに、食品関連事業者においても、科学的知見を踏まえつつ、「食品のリスク」を一層低減するよう自主的、積極的に取り組んでいくことの必要性を明らかにしています。

【第4項】

食物は、人が生きていく上で欠かせないものであり、府民にとって、食の安心・安全は最も身近な問題の一つであり、また関心の高いことの一つと言えます。取組の推進に当たっては、生産・流通等の情報の公開、すなわち透明性の確保を前提として、「食品のリスク」を含めて正しく理解する力や食品関連事業者の努力を評価できる力が消費者に必要とされます。また、府民参画や関係者の相互理解と協力のためには、情報の共有化が前提となります。

このため、府及び食品関連事業者における積極的な情報公開を図るとともに、府、食品関連事業者及び府民における情報の共有化を図ることを基本理念の一つとしています。

【第5項】

食の安心・安全の確保は、行政だけでできるものではなく、消費者である府民や食品関連事業者との連携・協調があってできることから、府民、食品関連事業者及び府が、それぞれの責務や役割を理解し、協力して、食の安心・安全の確保に関する取組を進めていくことにしています。

【第6項】

安全な食品は、水、大気、土壌等、良好な生産環境があってはじめて確保できるものです。一方、食品等の生産・製造から流通・消費に至る一連の過程において、様々な形で環境に負荷を与えています。

安全な食品を確保する上で、生産環境に悪影響を及ぼす負荷を極力減少させることが必要なことから、府、食品関連事業者及び府民は、環境に及ぼす影響に配慮することを基本理念の一つとしています。